

第五回参議院水産委員会會議錄第九号

昭和二十四年五月三十日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○漁業法案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。本會議が開かれるまで審議を続けたいと思います。前回は第十四條の第一を済ませましたので、第二及び第三條から始めます。この二について當局の御説明を願います。

○説明員(松元威雄君) それでは第十四條第二項以下を御説明いたします。

「第二項 及び建築殖業、かき養殖業、内水面(第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。)における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区(自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。)の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該漁業の内容及び漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁

業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一 その組合員(漁業協同組合連合会の組合員)は、その組合員たる漁業協同組合の組合員(以下同じ。)のうち当該漁業を営む者(内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。)の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

この第二項が、特定の区画漁業権につきまして漁業協同組合又はその連合会が自営しない場合でも用いる場合を規定したものであります。定置漁業権及び区画漁業権は、原則として経営するものでなければ免許を受けることができませんが、第二項に規定した漁業権におきましては「及び」建築殖業「かき」養殖業、内水面による魚類養殖業、貝類養殖業、この四つの区画漁業権におきましては、組合が漁業権を持ちまして、定款で行使方法を定める。そういう團體的規制をいたす必要があるもので、自営の場合でなくとも協同組合に適格性を認めなければなりません。この場合に問題になりますのは、

は、従前の協同組合でありますと、一地区に一組合と限りまして、二つ以上の協同組合が重複してできることはありませんが、今度の新しい水産業協同組合法によりまして、自由設立、自由加入でありましたために、関係地区の漁民が全部組合員となるとは限らな

い。ところが漁業権を協同組合に持たせるといふことは、その関係地区の漁民に漁業権の内容たる漁業を営ませるために漁業権を持たせる、こういう趣旨でございますので、原則として地区内の全漁民を網羅している組合でなければ漁業権の免許を與えるわけには行かないのでございます。そこで第二項に規定しましたように、地元地区内に住所を有する漁民の三分の二以上が入っている組合、こういう組合に限りまして適格性を認めたわけでありまして、この場合に地元地区と申しますのは、極めて抽象的に「自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。」云々と極めて抽象的に規定してありまして、恐らく二年後の新免許のときにおきましては、どこが地元地区か、いろいろ紛争が起ると思うのであります。考え方として自然と申しますのは地理的でございます。勿論地理的とは申しませんが、漁場がどの市町村に一番近いのか、その最短距離がどこかといふような機械的な地理的ではなくて、二三ヶ町村離れておつても、そういうふな含みを持たせた地理的條件であります。社会経済的條件と申しますのは、

は、その地区内における漁民がどのくらい数があるか、どういふ漁業があるか、そういうこと、一言で申しますと、どの漁民が一番その漁場に依存しているか、こういう生活の依存度といふことを問題にするわけでございまして、こういう地理的條件、或いは生活の依存度、こういうことを考え併せて、第一次的には調整委員会がどこが地元地区かといふことを決める。地元地区が決まりましたならば、地元地区内の漁民の三分の二を含んでおる協同組合、これに免許を與えるわけでございまして、この場合に但書に規定いたしましたのは、業種組合には漁業権を持たせない、こういう意味でございます。

それから第一に「(漁業協同組合連合会の組合員)は、その組合員たる漁業協同組合の組合員(以下同じ。)」と、こう規定いたしましたのは、連合会を作つて出願した場合には、その連合会の会員たる協同組合の組合員、この組合員を延べで見ると、こういう意味でございます。それから第二に「二以上共同して申請した場合において」云々と規定してございまして、その場合も同様で、各申請者たる組合、これをばらして組合員の数で数える。例えば地元地区に百人の漁民がある、Aという協同組合は五十人の漁民が入つておる。Bという協同組合は三十人の漁民が入つておる。こういう場合に、A、Bは單獨では三分の二以上はないわけ、その場合にはA、Bが共同して申請する。こ

の場合には合計して八十人ですから、三分の二をオーバーする、連合会を作る場合には三分の二をオーバーする。こういうふうな数を数えるわけでございまして、それから少し技術的に過ぎましてお分りにくいと思いますが、

は、「当該漁業を営む者(内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。)」と規定してございまして、これは適格性を数える場合の漁民は、普通は出願いたしました漁業を営む人間でございまして、ただ魚類養殖業と貝類養殖業との場合に限りましては、外の「及び」建築殖業「かき」養殖業と違ひまして、そういう家族経営でなくて相当大規模の経営もございまして、例えば岡山縣の兒島灣の会社が経営しておるもの、こういう場合がある。こういう場合には、関係を見る場合には会社だけを見てはおかしいので、そこに雇われておる従事者も含んで考えなければおかしい。それから又魚類養殖業と貝類養殖業におきましては、種苗を放つて殖すという行為と、殖したものを取るという行為の分れておる場合があるわけでありまして、協同組合が種苗を放ち、それを取るの組合が取る、或いは一人の人間が貝の種を播いて大きくなつたのを皆に取らせるといふふうな殖すという場合と、取るというのが分れておるのであるが、殖す場合取る人間、これだけを計算するのはおかしい

のでございまして、そういう場合には、最後の人間を教えるのであつて、こういう意味で括弧を設け「内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。」特にこの規定したわけでございます。これが第二項でございます。第三項以下は第二項に関連した規定でございますが、先ず第三項、第四項これを読んで見ます。第三項「前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。」この規定はちよつとお分りにくいと思いますが、こういう意味でございます。つまり本来ならば、自営でなくとも区画漁業権を免許いたしました。組合はできるだけ全漁民を全面的に網羅しておることが望ましいわけでありまして、そこに協同組合の自由加入原則、三分の二と規定したわけでございますが、これを悪用いたしまして、三分の二さえあれば漁業権を買えるのだという見地に立ちまして、故意に残る三分の一を排除して組合を作つて免許を貰う、こういう場合が予想されるわけでございます。併しそういうことがないように、先ず組合が三分の二だけで作つた場合に、残りの人間は組合を作つて加入を申込んだ場合に拒否できない。こういうのが水産業協同

組合法二十五條にございまして、これと同じ趣旨で第三項の場合には地元地区が数部落に分れる場合、或いは一地区に二組合ができる場合に、一つの漁業組合だけで三分の二になつた、そういう場合には他の地区にできなかった協同組合、これを排除して漁業権を貰う、こういうことが予想されるわけでございます。従つてそういうことによつて排除された協同組合は、自分も一緒に仲間に入つて共同して免許を申請しよう、こういうことを申出ることができると。その規定したわけでありまして、非常にテクニカルな細かい規定でございます。第四項、これも第三項と同様の趣旨でございます。一應読み上げて見ます。「第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して当該漁業権を共有すべきことを請求することができ、この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。」第三項の場合には予め共同して申請することを規定したわけでございます。これはすでに他の適格性のある協同組合が免許を買つた場合、後から排除された、資格があるけれども排除された漁民も、組合員として協同組合がその漁業権を共有して呉れと、免許を買つた後に申出の場合を規定したわけでございます。この場合に知事の認可を受けまして、知事はこの認可をする場合に共有でございま

すから、共有の持分というものも決める。そして知事の認可を受けて知事に持分を決めて貰う現在漁業権を持つていないところの協同組合が共有を請求する、そういう場合の規定なのでございまして、自動的に漁業権は共有になる。こういうことを規定したわけでございます。第三項、第四項において三分の二と規定いたしますと、別の排除された残りの三分の一を保護する規定でございます。第五項は、第四項を受けまして、認可の申請のあつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴く、こういう規定であります。念のため読み上げますと「前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。」以上御説明いたしました第二項、第三項、第四項、第五項、これが協同組合が自営でなくて、特定の区画漁業権の免許を受け得る適格性に関する規定でございます。第六項から第八項までは、この場合もほぼ同様の共同免許について規定しております。この考え方は区画漁業権の免許を受ける場合と同じであります。一應第六項を読みまして。

「共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとす。

一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業（第七十五條第三項に掲げる漁業と第二百二十七條に規定する内水面における漁業とを除く）漁業を営む者、これが三分の二を計算いたしますと、共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。以下同じ。」を営む者（湖沼における共同漁業の免許については当該湖沼

においては漁業を営む者。以下同じ。）の属する世帯の数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

二 二以上共同して申請した場合においてこれらの組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

この六項の考え方は、第四項とほぼ同一であります。従つて相違する点を申し上げます。先ず第四項におきましては、地元地区と規定しておりますが、第六項では関係地区と、この規定しております。これは字は違えておりますが、内容は同一でございます。関係地区も地元地区も同様に地理的條件とか、或いは漁民が自営上その漁業に依存しておるか、こういうことを考えて、特に字句を違へましたのは関係地区の場合でございます。関係地区内の協同組合でなければ漁業権は持てない。こういう重要な法律的效果を有させますために、特に字句を違へたわけでございます。それからもう一つ違ひまする点は、三分の二と規定いたしました資格のある漁民、これが第二項におきましては当該漁業を営む者、つまり「かき」養殖の漁業免許を申請する場合に「かき」をやつておる人間、これが資格のある漁民でございますが、この場合におきましては、そうではななくて一年に三十日以上沿岸漁業を営む者、これが三分の二を計算いたしますと資格のある人間でございまして、なぜかと申しますと、共同漁業権というものは、本来漁民の固有権である。こういう思想に立ちまして、今までそのような漁業をやつておつた、いなかつたというものを限定しておりませんが、苟くも漁民であれば、共同漁業権に係する資格がある。こういう意味で以て、一應三十日以上沿岸漁業を営む者、これは念のために規定したのであります。沿岸漁業は一應湖沼は除かれます。そして今度は湖沼におきましては共同漁業の免許はされる。従つて湖沼の場合は当該湖沼において営む者というふうにな念のために規定したわけでございます。その他の点は第三項の場合と同様でございます。それから第二項に関連いたします第三項、第四項、第五項の規定、これと同じ考え方を共同漁業についてもいたしまして、第七項でこれらの規定を準用いたしております。一應念のために読上げます。第七項「第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替へるものとする。」ですから区画漁業権の場合と同様の思想であります。

次に八項、これは員外者を保護する規定でございます。一應読上げます。「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするた



昭和二十四年六月六日印刷

昭和二十四年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局